

# マンション管理士 前島事務所通信

2016年(平成28年)7月25日

第00038号(隔月発行)

編集／発行者：前島 英史

住所：京都市下京区西洞院通花屋町上ル

西側町483 六条荘1C

電話：075-744-0918

URL: <http://www.mankan-maejima.com>

# 2016年版 総合管理受託戸数ランキング

順位 (2016)	順位 (2015)	社名	戸数 (2016)	戸数 (2015)
1	1	大京アステージ	426,482	424,717
2	2	日本ハウズイング	425,026	410,948
3	3	東急コミュニティ	324,421	318,263
4	7	三菱地所コミュニティ	297,657	182,897
5	4	長谷工コミュニティ	260,572	253,620
6	5	大和ライフネクスト	249,018	240,250
7	6	三井不動産レジデンシャルサービス	197,308	191,171
8	8	合人社計画研究所	188,400	182,326
9	9	住友不動産建物サービス	179,640	173,396
10	10	日本総合住生活	158,676	155,721
11	11	コミュニティワン	149,636	141,324
12	12	野村不動産パートナーズ	146,160	138,748
13	14	穴吹コミュニティ	103,613	101,414
14	15	グローバルコミュニティ	83,282	80,239
15	16	伊藤忠アーバンコミュニケーション	77,058	15位圏外

マニショング管理新開社は、管理会社各社の戸数の調査を実施した。同集計には部分管理や賃貸管理戸数を算出した。集計した管理会社は496社。4月1日付けで合併や管理事業を譲り受けた管理会社の場合、吸収されたり事業が三井地所コムニティと合併したたは、三井地所コムニティは前年13位の三井地所丸紅住宅サーサーに伊藤忠アーバンコミュニケーションがトッピングした。三井地所コムニティは上年度に伊藤忠アーバンコミュニケーションがトッピングした。三井地所コムニティは上年度に伊藤忠アーバンコミュニケーションがトッピングした。

3戸以上36社で67.7%、1戸以上89社で81.7%に上位15社でシエア52.4%に

## 三 シ サ ル の 業 務 内 容 明 示 も

修 大 規 繕

## 請負契約約款制定

合規協定工事請負契約委員会は、4月2日、「マンション修繕工事請負契約約款」を発表した。日本民間（旧四会）連絡会は、4月2日、「マンション修繕工事請負契約約款」を発表した。日本民間連合協定工事請負契約約款は、民営の民間建築工事の標準的契約約款を作成ししてある、初のマシンシヨン修繕工事の約款を示す。本約款は民間連合協定工事請負契約約款である。本約款は民間連合協定工事請負契約約款である。

式は、発注者の監理業務等の委託先や委託する形とし、監理書明記。契約書明記。契約書明記。契約書明記。

三 シ サ ル の 業 務 内 容 明 示 も

修 大 規 繕

## 請負契約約款制定

き渡し部分を控除する形としている。

理会社は管理仕様変更や管理組合の収支改善に向けた共用設備のリースなどをさまたな提案を行って、管理費見直しなどがある。一方、建物そして顧客満足度向上や事業拡大を目指しておられる。(マンション管理新聞106号)

# 「民泊」新法では住宅の位置付け

年内にも法案が提出される見込みの「民泊新法」の施行に際し、国土交通省が民泊関連の管理規約案を提示することを検討している。新法による民泊は「住宅」を活用する可能性もある。同省は現行規定の解釈について専門家の意見を聞くなどする一方、トドケー

い県、厚生労働省と観光省は6月20日に開いた民泊サービスの会議で、「民泊を認める場合」や「民泊を認めない場合」の双方に分譲マンションを想定した。民泊は「住宅」を活用する可能性もある。同省は現行規定の解釈について専門家の意見を聞くなどする一方、トドケー

## 「公益的観点」を包含 売り渡し請求の性質に言

5/18 東京高裁

裁判記録によると、手引書で法的拘束力はなく、請求額にはい」と指摘した。売り渡し請求は複数の区分所有者の意見が集約されたりするなれることで老朽化したり、一部滅失したりするなれど、区分所有建物におけるべき」と示し、請求額算定には不合理た。

サービスの制度設計の在り方についてまとめて最終報告書案が提示され、承認された。22日には正式に報告書として公表された。

報告書は年間の提供日数に上限を設けようとする。サービス形態は住宅供給者が居住しながら、現行規定期が新法による民泊を認めても、新法による民泊は「住宅」を活用する可能性もある。

会合終了後、検討会の事務局サイドは「区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはな

い」と指摘した。売り渡し請求は複数の区分所有者の意見が集約されたりするなれることで老朽化したり、一部滅失したりするなれど、区分所有建物におけるべき」と示し、請求額算定には不合理た。

△国交省のマンション政策室は「行

## トラブル回避へ検討も 国交省

ただ、新法による民泊は「住宅」を活用した宿泊サービスと位置付けられ、新法による民泊は「住宅」を活用する可能性もある。

戸に小さなオフィスがある職場兼住戸といふケースもあり、判断が分かれる可能性もある。「今後わかりやすく整理したい」とコメント。ただ、今後立法化が進む中で規約解釈をめぐり、トラブルとなる可能性もあることから、現行条文の解釈の掘り下げに加え、民泊関係の管理規約案を提示したい考えだ。(マニッシュン管理新聞1009号)

3年前に完了した国内最大規模のマンション建て替え事業に關し、売り渡し請求額が低いとして元区に損害賠償を求めて訴訟の控訴審判決が5月18日、東京高裁判決であった。河野清孝裁判長は売り渡し請求は「私的保護に尽きた」と主張、組合をも包含するものとの訴えに向けた合意形成に関するマニユアルに違反し無効で、却した。河野清孝裁判長は1審判決で、河野が6月20日に開いた民泊サービスの会議で、「民泊を認めない場合」それを管理規約案を提示したいと考えた。この日で最後になつた会議では、民泊サービスの指向が不明確で、一審判決同様

の有効要件ではないと指摘した。売り渡し請求は「複数の区分所有者の意見が集約されたりするなれど、区分所有建物におけるべき」と示し、請求額算定には不合理た。

### 編集後記

(使用者が記入してください)